

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 6 年 9 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	報告第 9 号 処分報告について	1
	専決第 5 号 令和6年度池田市一般会計補正予算（第4号）	2
	説 明	4
	参 考	12
2	報告第10号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	23
	参 考	25
3	議案第55号 池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部改正について	27
	説 明	31
	参 考	32
4	議案第56号 池田市市税条例の一部改正について	36
	説 明	41
	参 考	43
5	議案第57号 池田市保健福祉総合センター条例の一部改正について	51
	説 明	53
	参 考	54
6	議案第58号 池田市留守家庭児童会条例等の一部改正について	56
	説 明	59
	参 考	60
7	議案第59号 池田市国民健康保険条例の一部改正について	63
	説 明	66
	参 考	67
8	議案第60号 池田市建築基準法施行条例等の一部改正について	69
	説 明	72
	参 考	74
9	議案第61号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	83
	説 明	85
	参 考	86
10	議案第62号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約 の変更に関する協議について	87
	説 明	89
	参 考	90
11	議案第63号 池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	91

12	議案第64号	令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	92
		説 明	94
		参 考	104
13	議案第65号	令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	108
		説 明	110
		参 考	118
14	議案第66号	令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	124
		説 明	126
		参 考	132
15	議案第67号	令和6年度池田市一般会計補正予算（第5号）	136
		説 明	140
		参 考	158
16	議案第68号	令和5年度池田市病院事業会計決算の認定について	169
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
17	議案第69号	令和5年度池田市水道事業会計決算の認定について	170
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
18	議案第70号	令和5年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について	171
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
19	議案第71号	令和5年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	172
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

20	議案第72号	令和5年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	173
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
21	議案第73号	令和5年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	174
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
22	議案第74号	令和5年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	175
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
23	議案第75号	令和5年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について	176
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

報告第 9 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 6 年度池田市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

市税の償還金発生に伴い、予算化する必要が生じたので専決処分したものである。

専決第5号

令和6年度池田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度池田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 230,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,075,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入			(単位：千円)		
款		項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金			3, 002, 576	230, 000	3, 232, 576
	1 繰	入 金	3, 002, 576	230, 000	3, 232, 576
歳 入 合 計			44, 845, 516	230, 000	45, 075, 516

(単位：千円)

歳 出			(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2 総 務 費		4, 481, 085	228, 061	4, 709, 146	
	2 徴 税 費	519, 765	228, 061	747, 826	
13 予 備 費		195, 525	1, 939	197, 464	
	1 予 備 費	195, 525	1, 939	197, 464	
歳 出 合 計		44, 845, 516	230, 000	45, 075, 516	

報告第9号 説 明

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 4 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	3,002,576	230,000	3,232,576
歳入合計	44,845,516	230,000	45,075,516

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,481,085	228,061	4,709,146				228,061
13 予備費	195,525	1,939	197,464				1,939
歳出合計	44,845,516	230,000	45,075,516				230,000

歳

入

2 歳 入

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2, 993, 404	230, 000	3, 223, 404	1 財政調整基金繰入金	230, 000	財政調整基金繰入金 230, 000 追加
計	3, 002, 576	230, 000	3, 232, 576			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 2 徴 税 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 賦課徴収費	224,684	228,061	452,745				228,061	22 償還金 及清算料	228,061	償還金 226,669 追加 還付加算金 1,392 追加
計	519,765	228,061	747,826				228,061			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	195,525	1,939	197,464				1,939			予備費 1,939 追加
計	195,525	1,939	197,464				1,939			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地方消費税交付金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴルフ場利用税交付金		65,000	—	65,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	65,000	—	65,000
9 環境性能割交付金		50,000	—	50,000
	1 環境性能割交付金	50,000	—	50,000
10 地方特例交付金		493,500	—	493,500
	1 地方特例交付金	493,000	—	493,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		5,100,000	—	5,100,000
	1 地方交付税	5,100,000	—	5,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,131	—	322,131
	1 負担金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		901,461	—	901,461
	1 使 用 料	642,006	—	642,006
	2 手 数 料	258,403	—	258,403
	3 証 紙 収 入	1,052	—	1,052
15 国 庫 支 出 金		7,364,956	—	7,364,956
	1 国 庫 負 担 金	6,101,835	—	6,101,835
	2 国 庫 補 助 金	687,351	—	687,351
	3 国 庫 委 託 金	19,028	—	19,028
	4 国 庫 交 付 金	556,742	—	556,742
16 府 支 出 金		3,492,885	—	3,492,885
	1 府 負 担 金	2,691,235	—	2,691,235
	2 府 補 助 金	411,950	—	411,950
	3 府 委 託 金	4,467	—	4,467
	4 府 交 付 金	385,233	—	385,233
17 財 産 収 入		19,965	—	19,965
	1 財 産 運 用 収 入	8,916	—	8,916
	2 財 産 売 払 収 入	11,049	—	11,049
18 寄 附 金		206,168	—	206,168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 168	—	206, 168
19 繰 入 金		3, 002, 576	230, 000	3, 232, 576
	1 繰 入 金	3, 002, 576	230, 000	3, 232, 576
20 諸 収 入		1, 222, 074	—	1, 222, 074
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15, 000	—	15, 000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	663, 944	—	663, 944
21 市 債		2, 893, 200	—	2, 893, 200
	1 市 債	2, 893, 200	—	2, 893, 200
歳 入 合 計		44, 845, 516	230, 000	45, 075, 516

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		407,784	—	407,784
	1 議 会 費	407,784	—	407,784
2 総 務 費		4,481,085	228,061	4,709,146
	1 総 務 管 理 費	3,590,552	—	3,590,552
	2 徴 税 費	519,765	228,061	747,826
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,282	—	269,282
	4 選 挙 費	34,528	—	34,528
	5 統 計 調 査 費	20,709	—	20,709
	6 監 査 委 員 費	46,249	—	46,249
3 民 生 費		20,009,318	—	20,009,318
	1 社 会 福 祉 費	9,619,718	—	9,619,718
	2 児 童 福 祉 費	8,600,677	—	8,600,677
	3 生 活 保 護 費	1,788,543	—	1,788,543
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,053,192	—	4,053,192
	1 保 健 衛 生 費	2,520,506	—	2,520,506
	2 清 掃 費	1,532,686	—	1,532,686
5 労 働 費		13,688	—	13,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	13,688	—	13,688
6 農林水産業費		63,559	—	63,559
	1 農林費	63,559	—	63,559
7 商工費		273,046	—	273,046
	1 商工費	273,046	—	273,046
8 土木費		3,026,466	—	3,026,466
	1 土木管理費	478,651	—	478,651
	2 道路橋りょう費	582,120	—	582,120
	3 河川費	43,326	—	43,326
	4 都市計画費	1,756,723	—	1,756,723
	5 住宅費	165,278	—	165,278
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,803,548	—	1,803,548
	1 消防費	1,803,548	—	1,803,548
10 教育費		6,149,202	—	6,149,202
	1 教育総務費	1,840,063	—	1,840,063
	2 小学校費	806,150	—	806,150
	3 中学校費	393,196	—	393,196

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	311,612	—	311,612
	5 給 食 セ ン タ ー 費	751,064	—	751,064
	6 社 会 教 育 費	2,047,117	—	2,047,117
11 公 債 費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸 支 出 金		46,858	—	46,858
	1 防 災 費	46,858	—	46,858
13 予 備 費		195,525	1,939	197,464
	1 予 備 費	195,525	1,939	197,464
歳 出 合 計		44,845,516	230,000	45,075,516

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,200,977	—	25,200,977
人件費	9,459,186	—	9,459,186
扶助費	11,419,546	—	11,419,546
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	2,843,168	—	2,843,168
その他	16,801,371	230,000	17,031,371
物件費	7,871,418	—	7,871,418
その他	8,929,953	230,000	9,159,953
合 計	44,845,516	230,000	45,075,516

一般会計

令和 6 年度		補正第 4 号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計		
1 報酬		162,388	164,214	353,766	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,151,071		123		1,999,446		
2 給料		32,716	668,889	566,224	308,569	3,197	11,531	7,442	176,059	488,027	564,063				2,826,717		
3 職員手当等		98,544	799,617	545,412	275,290	2,263	10,956	10,660	153,779	468,044	779,253		4,953		3,148,771		
4 共済費		59,794	293,201	281,887	134,443	1,097	4,929	6,160	72,430	185,041	444,840				1,483,822		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		121	92,628	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,787		
8 旅費		8,475	20,688	12,321	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	56,479				112,637		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		5,048	257,733	102,565	419,765	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,383,486		
11 役務費		1,280	136,376	41,090	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		238,160		
12 委託料		5,942	1,154,256	669,173	1,570,500		4,432	23,435	739,573	21,685	1,380,875		22,048		5,591,919		
13 使用料及び賃借料		1,778	476,454	36,425	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		938,116		
14 工事請負費		16,500		450,000	80,000				652,500	5,700	601,000				1,805,700		
15 原材料費				227	129				737	40	4,314				5,447		
16 公有財産購入費																	
17 備品購入費		45	9,872	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		225,656		
18 負担金補助及び交付金		14,153	138,541	2,313,656	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	423,765	225,378		824		3,450,791		
19 扶助費			185	11,322,637	24,888						71,836				11,419,546		
20 貸付金				2,224				138,000							140,224		
21 補償補填及び賠償金			100	200	11,072				3,030		9,050				23,452		
22 償還金利子及び割引料			279,086		2,087						50	4,322,245			4,603,468		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044		
25 寄附金																	
26 公課費			9	32	608					905	32				1,586		
27 繰出金				3,269,276	818,508		10,306		861,980	19,692					4,979,762		
予備費														197,464	197,464		
() %		(0.9)	(10.5)	(44.4)	(9.0)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.7)	(4.0)	(13.7)	(9.6)	(0.1)	(0.4)	(100.0)		
計		407,784	4,709,146	20,009,318	4,053,192	13,688	63,559	273,046	3,026,466	1,803,548	6,149,202	4,322,245	46,858	197,464	45,075,516		

一般会計

令和 6 年度		補正第 4 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,999,446			1,999,446				1,999,446	
2 給料		2,826,717			2,826,717				2,826,717	
3 職員手当等		3,148,771			3,148,771				3,148,771	
4 共済費		1,483,822			1,483,822				1,483,822	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								246,787	246,787	
8 旅費							112,637		112,637	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						120,000	1,263,486		1,383,486	
11 役務費						1,439	236,721		238,160	
12 委託料						393,959	5,197,960		5,591,919	
13 使用料及び賃借料						774	937,342		938,116	
14 工事請負費						1,805,700			1,805,700	
15 原材料費							5,447		5,447	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						110,916	114,740		225,656	
18 負担金補助及び交付金						393,580		3,057,211	3,450,791	
19 扶助費			11,419,546		11,419,546				11,419,546	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								23,452	23,452	
22 償還金利子及び割引料				4,322,245	4,322,245			281,223	4,603,468	
23 投資及び出資金										
24 積立金								249,044	249,044	
25 寄附金										
26 公課費								1,586	1,586	
27 繰出金						16,800		4,962,962	4,979,762	
予備費								197,464	197,464	
計 ()%		(21.0) 9,459,186	(25.3) 11,419,546	(9.6) 4,322,245	(55.9) 25,200,977	(6.3) 2,843,168	(17.5) 7,871,418	(20.3) 9,159,953	(100.0) 45,075,516	

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

○ 健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	—	—	2.0	—
早期健全化基準	12.16	17.16	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示。

○ 資金不足比率（公営企業）

(単位：％)

	病院事業会計	水道事業会計	公共下水道事業会計
令和5年度	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※ 資金不足額がない場合は「－」を表示。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）について

- ・平成19年6月制定
- ・毎年度における健全化判断比率及び資金不足比率の公表
- ・比率に応じた地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化の促進

2 財政健全化法制定の背景

- ・分かりやすい財政情報の開示等
 フロー指標 … 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 ストック指標 … 将来負担比率（公社等を含めた実質的負債による指標）
- ・早期是正機能の制度化等による旧法（財政再建法）の改善

3 早期健全化基準・財政再生基準

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令）

令和5年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.16%	17.16%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

4 早期健全化段階で行うこと（財政健全化法第4条第2項）

- ・自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定及び議会の議決
- ・個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表
 （達成が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は知事による必要な勧告）

5 財政の再生段階で行うこと（財政健全化法第8条第3項）

- ・国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定
 （議会の議決及び公表並びに総務大臣との協議及び総務大臣の同意）
- ・個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表
 （運営が計画に適合しないと認められる場合は、総務大臣による予算の変更等必要な措置の勧告）
- ・起債の制限等

6 健全化判断比率の算定

① 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

各会計の実質赤字（黒字）額又は資金不足（剰余）額の合計の標準財政規模に対する比率（財産区特別会計を除く。）

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率

・将来負担額

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、

公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額

・将来負担額から控除するもの

基金等の充当可能財源、特定歳入見込額（都市計画税）、

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

7 資金不足比率（公営企業）

- ・経営健全化基準（20％）以上となった場合は、「4 早期健全化段階で行うこと」と同様の措置（「財政健全化」を「経営健全化」に読み替える。）

- ・比率の算定については、下記のとおり

（地方公営企業法適用事業） 事業の規模に占める資金の不足額の割合

病院事業

$$（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産） \div （医業収益）$$

水道事業

$$（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産） \div （営業収益－受託工事収益）$$

公共下水道事業

$$（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産） \div （営業収益）$$

議案第 55 号

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部改正について

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による各種証明書等の交付に係るサービスの利用を促進すべく、当該交付に係る手数料の額を引き下げるため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

（池田市印鑑条例の一部改正）

第1条 池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（手数料）

第17条 印鑑登録証の交付（再交付を含む。）に係る手数料の額は、300円とする。

2 印鑑登録証明書の交付に係る手数料の額は、1件につき300円（第14条第4項の規定による申請に対する交付の場合にあっては、200円）とする。

3 前2項の手数料は、減免しない。

（池田市手数料条例の一部改正）

第2条 池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機で証明等に係る文書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により証明等に係る文書を交付する場合における手数料については、前項の規定は適用しない。

別表の1の項を次のように改める。

1	(1) 納税に関する証明（次項(1)の証明を除く。）	1件につき 300円 （多機能端末機による
---	----------------------------	--------------------------

(2) 所得に関する証明	場合にあっては、200円)
(3) 個人の市民税及び府民税並びに 森林環境税の課税に関する証明	

別表の2の項の中欄を次のように改める。

(1) 市税に未納がないこと又は市税 の滞納処分を受けたことがないこと に関する証明
(2) 固定資産税及び都市計画税の課 税又はその課税に係る固定資産に関 する証明

別表の3の項中「市税の申告」を「納付」に改め、「証明」の次に「(租税に係るものを除く。)」を加え、同表の7の項中「300円」の次に「(多機能端末機による場合にあっては、200円)」を加え、同表の21の項中「450円」の次に「(多機能端末機による場合にあっては、350円)」を加え、同表の備考第1項及び第2項を次のように改める。

1 1の項の証明の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 1の項(1)の証明については、税目及び年度ごとに1件とする。

ただし、2以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあっては、これを1税目とみなす。

(2) 1の項(2)及び(3)の証明については、年度ごとに1件とする。

2 2の項の証明の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 2の項(1)の証明については、1通につき1件とする。

(2) 2の項(2)の証明(固定資産を所有しないことの証明を除く。)

については、土地は1筆、家屋は1棟又は1戸をもってそれぞれ1件とし、2件以上の土地について一括し、又は2件以上の家屋について一括して証明する場合は、それぞれ2件目以降の手数料の額は

1 件につき 1 5 0 円とする。この場合において、これらの取扱いは、
年度による事項に関する証明については年度ごとによるものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部改正について

1 池田市印鑑条例（昭和 51 年池田市条例第 21 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）における印鑑登録証明書の交付に係る手数料の額について 300 円から 200 円に引き下げるとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

（第 17 条関係）

2 池田市手数料条例（昭和 51 年池田市条例第 22 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

(1) 多機能端末機により証明書等の交付を行う場合の手数料は減免しないことについて明記するものであること。

（第 7 条関係）

(2) 多機能端末機における各種証明書等の交付に係る手数料の額について、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書にあっては 450 円から 350 円に、納税に関する証明書、所得に関する証明書、個人の市民税及び府民税並びに森林環境税の課税に関する証明書又は住民票若しくは戸籍の附票の写しにあっては 300 円から 200 円に引き下げるとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

（別表関係）

3 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第55号 参 考

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市印鑑条例 第1条～第16条 （略） <u>（印鑑登録及び証明の手数料）</u> 第17条 印鑑登録及び証明の手数料は、次の各号に掲げるとおりとする。 <u>（1）印鑑登録証にあつては300円</u> <u>（2）印鑑登録証明書1枚につき300円</u> <u>2 前項各号の手数料は免除しない。</u> 第18条～第21条 （略） 2 池田市手数料条例 第1条～第6条 （略） （減免） 第7条 （略）	1 池田市印鑑条例 第1条～第16条 （略） <u>（手数料）</u> 第17条 印鑑登録証の交付（再交付を含む。）に係る手数料の額は、300円とする。 <u>2 印鑑登録証明書の交付に係る手数料の額は、1件につき300円（第14条第4項の規定による申請に対する交付の場合にあつては、200円）とする。</u> <u>3 前2項の手数料は、減免しない。</u> 第18条～第21条 （略） 2 池田市手数料条例 第1条～第6条 （略） （減免） 第7条 （略） <u>2 多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機で証明等に係る文書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により証明等に係る文書を交付する場合における手数料について</u>

改 正 前			改 正 後		
第8条 (略)			<u>ては、前項の規定は適用しない。</u>		
別表			別表		
1	<u>租税、その他の諸収入金に関する証明</u>	<u>1件につき 300円</u>	1	<u>(1) 納税に関する証明 (次項(1)の証明を除く。)</u> <u>(2) 所得に関する証明</u> <u>(3) 個人の市民税及び府民税並びに森林環境税の課税に関する証明</u>	<u>1件につき 300円</u> <u>(多機能端末機による場合にあっては、200円)</u>
2	<u>土地、建物等課税物件に関する証明</u>	(略)	2	<u>(1) 市税に未納がないこと又は市税の滞納処分を受けたことがないことに関する証明</u> <u>(2) 固定資産税及び都市計画税の課税又はその課税に係る固定資産に関する証明</u>	(略)
3	<u>市税の申告に関する証明</u>		3	<u>納付に関する証明 (租税に係るものを除く。)</u>	
4～6	(略)		4～6	(略)	
7	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき 300円	7	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	<u>1通につき 300円</u> <u>(多機能端末機による場合にあっては、200円)</u>
8～20	(略)		8～20	(略)	

改 正 前			改 正 後		
2 1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）の交付	1通につき 4 5 0円	2 1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）の交付	1通につき 4 5 0円 <u>(多機能端末機による場合にあっては、3 5 0円)</u>
2 2～ 5 1	(略)		2 2～ 5 1	(略)	
備考			備考		
1 1の項の証明については、租税その他の諸収入金の種類及び年度ごとに1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟又は1戸ごとに証明を必要とするときは、1筆、1棟又は1戸をもって1件とし、その数が2個以上のときは、1個を加えるごとに1 5 0円を増徴する。			1 1の項の証明の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 1の項(1)の証明については、税目及び年度ごとに1件とする。ただし、2以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあっては、これを1税目とみなす。 (2) 1の項(2)及び(3)の証明については、年度ごとに1件とする。		
2 2の項の証明については、1筆、1棟又は1戸ごとに証明を必要とするときは、1筆、1棟又は1戸をもって1件とし、その数が2個以上のときは、1個を加えるごとに、1 5 0円を増徴する。			2 2の項の証明の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 2の項(1)の証明については、1通につき1件とする。 (2) 2の項(2)の証明（固定資産を所有しないことの証明を除く。）については、土地は1筆、家屋は1棟又は1戸をもってそれぞれ1件とし、2件以上の土地について一括し、又は2件以上の家屋について一括して証明する場合は、それぞれ2件目以降の手数料の額は1件につき1 5 0円とする。この場合において、これらの取扱いは、年度によ		

改正前	改正後
3～6 (略)	<u>る事項に関する証明については年度ごとによるものとする。</u> 3～6 (略)

議案第 56 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）

池田市市税条例（平成 17 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項中「第 2 号に掲げる寄附金」の次に「、所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうちその信託が終了した場合においてその信託財産が市に帰属するもの」を加え、「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を削り、同項第 10 号を同項第 9 号とする。

第 30 条の 3 第 1 項中「支払もの」を「支払者」に改める。

第 48 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。

第 48 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 64 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 81 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「書類（」の次に「以下」を加え、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 122 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書

を加える。

ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。

第122条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の2を削る。

附則第13条の2中第17項を第19項とし、第14項から第16項までを2項ずつ繰り下げ、第13項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の2中第12項を第13項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第64条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第24条の2第1項の改正規定及び附則第5条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条

第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第24条の2第1項の規定の適用については、同項中「関連する寄附金」とあるのは、「関連する寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号。次条第2項において「都市再生特別措置法等改正法」という。）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間

に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

池田市市税条例の一部改正について

1 市民税関係

- (1) 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）の施行に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除に係る規定について、所要の整備を行うものであること。

（第 24 条の 2 関係）

- (2) 大規模な災害等により市民税の減免を受けようとする者が申請書を提出することが困難である場合であって、減免を受けようとする意思及び申請書に記載すべき事項を確認できるときは、その確認をもって申請書の提出に代えることができることとするものであること。

（第 48 条関係）

- (3) 公益信託に関する法律の施行に合わせて、規定の整備を行うものであること。

（旧附則第 5 条の 2 関係）

2 固定資産税等関係

- (1) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の一部改正に伴い、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告の規定中引用条項を改めるものであること。

（第 64 条関係）

- (2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、次の整備を行うものであること。

ア 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、バイオマス発電設備の一部につき新たな適用区分が設けられた

ことに伴い、当該区分に係る特例措置の割合を定めるものであること。

イ 都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）の規定に基づく一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークブル事業）により令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に整備した特定の滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置が規定されたことに伴い、当該特例措置の割合を定めるものであること。

（附則第１３条の２関係）

３ 特別土地保有税関係

大規模な災害等により特別土地保有税の減免を受けようとする者が申請書を提出することが困難である場合であって、減免を受けようとする意思及び申請書に記載すべき事項を確認できるときは、その確認をもって申請書の提出に代えることができることとするものであること。

（第１２２条関係）

４ 施行期日等

この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、２の(１)については令和７年４月１日から、１の(１)及び(３)については公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第56号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第24条（略） （寄附金税額控除） 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。） <u>若しくは金銭のうち市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> (1)～(8)（略） <u>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするため</u>	第1条～第24条（略） （寄附金税額控除） 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金、 <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうちその信託が終了した場合においてその信託財産が市に帰属するもの又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）のうち市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> (1)～(8)（略）

改 正 前	改 正 後
<u>に支出した金銭であって、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの</u> (10) (略) 2 (略) 第25条～第30条の2 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有するものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の<u>支払もの</u>（以下この条において「公的年金等支払者」とい	(9) (略) 2 (略) 第25条～第30条の2 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有するものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の<u>支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」とい

改 正 前	改 正 後
う。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 2～5 (略) 第31条～第47条 (略) (市民税の減免) 第48条 (略) 2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	う。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 2～5 (略) 第31条～第47条 (略) (市民税の減免) 第48条 (略) 2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。</u> (1)～(3) (略) 3 第1項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

改 正 前	改 正 後
第49条～第63条 (略) 第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については同号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公	第49条～第63条 (略) 第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については同号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公

改 正 前	改 正 後
益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(5) （略） 第65条～第80条 （略） （固定資産税の減免） 第81条 （略） 2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその申請書及び証明する書類（この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。 (1)～(5) （略） 3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅し	益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(5) （略） 第65条～第80条 （略） （固定資産税の減免） 第81条 （略） 2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその申請書及び証明する書類（<u>以下</u>この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。 (1)～(5) （略） 3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した

改 正 前	改 正 後
た場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第 8 2 条～第 1 2 1 条の 2 （略） （特別土地保有税の減免） 第 1 2 2 条 （略） 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 3 第 1 項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第 1 2 3 条～第 1 4 2 条 （略） 附 則 第 1 条～第 5 条 （略） <u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u>	場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第 8 2 条～第 1 2 1 条の 2 （略） （特別土地保有税の減免） 第 1 2 2 条 （略） 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。</u> （1）～（3） （略） 3 第 1 項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第 1 2 3 条～第 1 4 2 条 （略） 附 則 第 1 条～第 5 条 （略）

改 正 前	改 正 後
<u>第5条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> 第6条～第13条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第13条の2 （略） 2～6 （略） <u>7～13 （略）</u>	第6条～第13条 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第13条の2 （略） 2～6 （略） <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>8～14 （略）</u> <u>15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>1 4 ～ 1 7</u> (略) 第 1 4 条～第 5 6 条 (略)	<u>1 6 ～ 1 9</u> (略) 第 1 4 条～第 5 6 条 (略)

議案第 57 号

池田市保健福祉総合センター条例の一部改正について

池田市保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市保健福祉総合センターの一部の施設について、名称を変更し、及び
廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例（案）

池田市保健福祉総合センター条例（平成20年池田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 I T講習会室の項中「I T講習会室」を「講習会室」に改め、同表備考2の表研修室の項中「、2―3」及び「、4―1」を削り、同表多目的室の項中「、4―2」を削り、同表センター作業室の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第1 I T講習会室の項の改正規定は、公布の日から施行する。

池田市保健福祉総合センター条例の一部改正について

1 池田市保健福祉総合センターの施設について、次の整備を行うものであること。

(1) I T 講習会室の名称を講習会室に変更するものであること。

(2) 研修室及び多目的室の一部並びにセンター作業室を廃止するものであること。

(別表第 1 関係)

2 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 の(1)については、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第57号 参 考

池田市保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例（案）対照表

改							正							後													
本則（略）														本則（略）													
別表第1（第10条、第12条関係）														別表第1（第10条、第12条関係）													
センター会議室等使用料														センター会議室等使用料													
時間区分 種別		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時	(略)						時間区分 種別		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時						
大会議室～会 議室(3)														大会議室～会 議室(3)													
I T講習会室														講習会室													
健康教育室～ その他の会議 室														健康教育室～ その他の会議 室													
備考														備考													
1（略）														1（略）													
2「その他の会議室」とは、次の表に掲げる施設をいう。														2「その他の会議室」とは、次の表に掲げる施設をいう。													
種別		部屋番号												種別		部屋番号											
会議室		(略)												会議室		(略)											
研修室		2－1、2－2、 <u>2－3</u> 、3－1、3－2、 <u>4－1</u>												研修室		2－1、2－2、3－1、3－2											
多目的室		3－1、4－1、 <u>4－2</u>												多目的室		3－1、4－1											

改正前		改正後	
	センター作業室		
	相談室・作業室	(略)	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	

池田市留守家庭児童会条例等の一部改正について

池田市留守家庭児童会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市留守家庭児童会について、従来は経過措置により小学校等の第 1 学年から第 3 学年までに属する児童を優先して入会させることとしていたところ、実施場所の整備が進み、その優先に係る学年を第 1 学年から第 4 学年までとするほか、入会資格の整備等を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市留守家庭児童会条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市留守家庭児童会条例の一部改正）

第1条 池田市留守家庭児童会条例（平成16年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「（昭和22年法律第26号）」の次に「第1条」を加え、「小学校又は」を「小学校、」に改め、「前期課程」の次に「又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）」を加える。

第4条中「児童会に入会しようとする者」を「児童を児童会に入会させようとする保護者」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（入会の優先に関する特例）

2 当分の間、第3条第1項に規定する入会資格を有する児童で次に掲げるものを優先的に児童会に入会させるものとする。

(1) 小学校等の第1学年から第4学年までに属する児童

(2) 小学校等の第5学年又は第6学年に属する児童であって、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部に在籍する児童

イ 学校教育法第81条に規定する特別支援学級に在籍する児童

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている児童

エ アからウまでに掲げる児童に準ずる児童として市長が認める児童

(池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例（平成30年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中池田市留守家庭児童会条例第4条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

池田市留守家庭児童会条例等の一部改正について

1 池田市留守家庭児童会条例（平成 16 年池田市条例第 5 号）の一部改正 〔第 1 条関係〕

- (1) 池田市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）の入会資格の整備を行うものであること。

（第 3 条関係）

- (2) 文言の整備を行うものであること。

（第 4 条関係）

- (3) 当分の間小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 4 学年までに属する児童及び特別支援学級に在籍する児童等児童会の実施が必要な児童を優先的に児童会に入会させるとする特例を定めるものであること。

（附則第 2 項関係）

2 池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例（平成 30 年池田市条例第 15 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

小学校又は義務教育学校の前期課程の第 1 学年から第 3 学年までに属する児童を優先的に児童会に入会させるとする経過措置の適用期間を令和 7 年 3 月 31 日までとするものであること。

（附則第 2 項関係）

3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、1 の(2)及び 2 については、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第58号 参 考

池田市留守家庭児童会条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市留守家庭児童会条例 第1条・第2条 （略） （入会資格） 第3条 児童会に入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） （略） （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する<u>小学校又は義務教育学校の前期課程</u>に在籍していること。 （3） （略） 2 （略） （入会許可） 第4条 <u>児童会に入会しようとする者は</u>、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 第5条～第7条 （略） 附 則	1 池田市留守家庭児童会条例 第1条・第2条 （略） （入会資格） 第3条 児童会に入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） （略） （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第1条に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）</u>に在籍していること。 （3） （略） 2 （略） （入会許可） 第4条 <u>児童を児童会に入会させようとする保護者は</u>、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。 第5条～第7条 （略） 附 則 <u>（施行期日）</u>

改 正 前	改 正 後
(略)	<u>1 (略)</u> <u>(入会の優先に関する特例)</u>
	<u>2 当分の間、第3条第1項に規定する入会資格を有する児童で次に掲げるものを優先的に児童会に入会させるものとする。</u>
	<u>(1) 小学校等の第1学年から第4学年までに属する児童</u>
	<u>(2) 小学校等の第5学年又は第6学年に属する児童であって、次のいずれかに該当するもの</u>
	<u>ア 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部に在籍する児童</u>
	<u>イ 学校教育法第81条に規定する特別支援学級に在籍する児童</u>
	<u>ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている児童</u>
	<u>エ アからウまでに掲げる児童に準ずる児童として市長が認める児童</u>
2 池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例	2 池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
2 当分の間、この条例による改正後の第3条第1項第2号に規定する児童の	2 <u>令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の第3条第1項第2</u>

改正前	改正後
うち、第1学年から第3学年（義務教育学校に在籍している児童にあっては、前期課程の第1学年から第3学年）までに属するものを優先的に池田市留守家庭児童会に入会させるものとする。	号に規定する児童のうち、第1学年から第3学年（義務教育学校に在籍している児童にあっては、前期課程の第1学年から第3学年）までに属するものを優先的に池田市留守家庭児童会に入会させるものとする。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により個人番号カードと被保険者証が一体化されることに伴う過料の規定の整理を行うほか、保険料の徴収猶予の期間に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市国民健康保険条例（昭和 35 年池田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「6 箇月」を「6 か月」に改め、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「納期限前 7 日までに」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 保険料の納付義務者が判断能力が不十分であり、かつ、身寄りが判明しない状態で急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した場合で、当該状態により保険料を納付することができないと認めるときは、当該納付義務者のその状況は前項第 4 号に該当するものとし、当該納付義務者に係る保険料の徴収猶予の期間は、同項の規定にかかわらず、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年とする。

第 28 条中「又は第 9 項」を「若しくは第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の納期限に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年

1 1月以前の納期限に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の第28条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為について適用し、施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 保険料の徴収猶予の期間について、最長 6 か月であるところ、保険料の納付義務者が判断能力が不十分であり、かつ、身寄りが判明しない状態で急患等として医療機関等を受診した場合で保険料を納付することができないと認めるときは、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年とするものであること。また、保険料の徴収猶予に係る申請の期限について、所要の規定の整備を行うものであること。

(第 22 条関係)

- 2 保険料の滞納による被保険者証の返還の求めに応じない者に対する過料を廃止し、及び引用条項の整理を行うものであること。

(第 28 条関係)

- 3 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第59号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第21条 （略） （保険料の徴収猶予） 第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6箇月</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(3) （略） (4) <u>前各号</u>に掲げる理由に類する理由があったとき。	第1条～第21条 （略） （保険料の徴収猶予） 第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6か月</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(3) （略） (4) <u>前3号</u>に掲げる理由に類する理由があったとき。 <u>2 保険料の納付義務者が判断能力が不十分であり、かつ、身寄りが判明しない状態で急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した場合で、当該状態により保険料を納付することができないと認めるときは、当該納付義務者のその状況は前項第4号に該当するものとし、当該納付義務者に係る保険料の徴収猶予の期間は、同項の規定にかかわらず、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年とする。</u>
<u>2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに市長に申請しなければならない。</u>	<u>3 前2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。</u>

改 正 前	改 正 後
第23条～第27条 (略) 第28条 世帯主が、法第9条第1項又は第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 第29条～第31条 (略)	第23条～第27条 (略) 第28条 世帯主が、法第9条第1項<u>若しくは第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 第29条～第31条 (略)

議案第 6 0 号

池田市建築基準法施行条例等の一部改正について

池田市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

建築基準法の一部改正に伴う引用条項の整理等を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の選任」を削り、同条第1項中「選任し」を「定め」に改め、同条第3項中「に規定する国の機関の長等が」を「の規定による通知を行う国の機関の長等（法第12条第2項に規定する国の機関の長等をいう。次項において同じ。）が」に、「選任し」を「定め」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。

別表の2の項中「法第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表の3の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の4の項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表の5の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の57の項中「の法第7条第1項」を「の同項」に、「又は法第18条第16項」を「又は法第18条第20項」に、「が法第18条第16項」を「が同項」に、「の法第18条第16項」を「の同項」に改め、同表の59の項及び65の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

別表の付表3中「第7条の3第2項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の申請」を「第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法

第 18 条第 28 項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知」に、
「審査」を「検査」に改める。

(池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第 2 条 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 21 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改める。

(池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第 3 条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 25 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改める。

(池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第 4 条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例（平成 28 年池田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改め、同条第 11 項の表備考第 4 項第 1 号中「第 18 条第 18 項」を「第 18 条第 22 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市建築基準法施行条例等の一部改正について

- 1 池田市建築基準法施行条例（平成 1 3 年池田市条例第 2 2 号）の一部改正
〔第 1 条関係〕

(1) 建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合の
工事監理者に係る届出について規定の整備を行うものであること。

（第 2 条関係）

(2) 引用条項を改めるとともに、規定を整備するものであること。

（別表関係）

- 2 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 2
1 年池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 3 条関係）

- 3 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 2 5 年
池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 3 条関係）

- 4 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条
例（平成 2 8 年池田市条例第 1 0 号）の一部改正〔第 4 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 3 条関係）

- 5 この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）附
則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するもの

であること。

(改正条例附則関係)

議案第60号 参 考

池田市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市建築基準法施行条例 第1条 （略） （工事監理者の<u>選任</u>の届出） 第2条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の建築主事又は建築副主事の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を<u>選任</u>し、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。 2 （略） 3 第1項の規定は、法第18条第2項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に<u>規定する国の機関の長等が工事監理者を選任し、又は変更した場合について準用する。</u> 第3条～第9条 （略） 別表（第5条関係）	1 池田市建築基準法施行条例 第1条 （略） （工事監理者の届出） 第2条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の建築主事又は建築副主事の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を<u>定め</u>、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。 2 （略） 3 第1項の規定は、法第18条第2項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）<u>の規定による通知を行う国の機関の長等（法第12条第2項に規定する国の機関の長等をいう。次項において同じ。）が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。</u> <u>4 第2項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。</u> 第3条～第9条 （略） 別表（第5条関係）

改 正 前			改 正 後		
	区分	金額		区分	金額
1	(略)		1	(略)	
2	法第6条の3第1項ただし書又は <u>法第18条第4項ただし書</u> の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要する確認の申請又は計画の通知	(略)	2	法第6条の3第1項ただし書又は <u>第18条第5項ただし書</u> の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要する確認の申請又は計画の通知	(略)
3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は <u>法第18条第16項</u> の規定による工事を完了した旨の通知		3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は <u>法第18条第20項</u> の規定による工事を完了した旨の通知	
4	<u>法第7条の3第2項</u> の規定による中間検査の申請又は <u>法第18条第19項</u> の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知		4	<u>法第7条の3第1項</u> の規定による中間検査の申請又は <u>法第18条第28項</u> の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知	
5	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）又は <u>第18条第24項第1号</u> 若しくは第2号（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の認定の申請		5	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）又は <u>第18条第38項第1号</u> 若しくは第2号（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の認定の申請	
6～56	(略)		6～56	(略)	
57	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査（法第87条		57	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査（法第87条	

改 正 前			改 正 後		
	の4の昇降機に係る部分が法第7条第1項の規定による完了検査の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての<u>法第7条第1項</u>の規定による完了検査をいう。)の申請又は<u>法第18条第16項</u>の規定による工事を完了した旨の通知(法第87条の4の昇降機に係る部分が<u>法第18条第16項</u>の規定による工事を完了した旨の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての<u>法第18条第16項</u>の規定による工事を完了した旨の通知をいう。)	(略)		の4の昇降機に係る部分が法第7条第1項の規定による完了検査の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての<u>同項</u>の規定による完了検査をいう。)の申請又は<u>法第18条第20項</u>の規定による工事を完了した旨の通知(法第87条の4の昇降機に係る部分が<u>同項</u>の規定による工事を完了した旨の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての<u>同項</u>の規定による工事を完了した旨の通知をいう。)	(略)
58	(略)		58	(略)	
59	法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は<u>法第18条第16項</u>の規定による工事を完了した旨の通知	(略)	59	法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は<u>法第18条第20項</u>の規定による工事を完了した旨の通知	(略)
60～64	(略)		60～64	(略)	
65	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項の規定による特定建築行為(同法附則第3条第1項の規定による特定増改築を除く。)を含む法第7条第1項の規定	(略)	65	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項の規定による特定建築行為(同法附則第3条第1項の規定による特定増改築を除く。)を含む法第7条第1項の規定	(略)

改 正 前			改 正 後		
	による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知			による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知	
備考 (略)			備考 (略)		
付表1・付表2 (略)			付表1・付表2 (略)		
付表3			付表3		
完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知手数料表			完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知手数料表		
1 法第7条の3第2項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査を受けていない場合			1 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する検査を受けていない場合		
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 法第7条の3第2項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査を受けている場合			2 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する検査を受けている場合		
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
付表4～付表10 (略)			付表4～付表10 (略)		
2 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例第1条・第2条 (略)			2 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例第1条・第2条 (略)		

改 正 前	改 正 後		
(手数料の徴収) 第3条 (略) 2 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出にあつては、前項の手数料(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、第6項の手数料)のほか、次表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものの手数料の徴収は、基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定による建築主事の審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 (略) 3～10 (略) 第4条～第6条 (略) 3 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例	(略)	(手数料の徴収) 第3条 (略) 2 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出にあつては、前項の手数料(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、第6項の手数料)のほか、次表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものの手数料の徴収は、基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 (略) 3～10 (略) 第4条～第6条 (略) 3 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例	(略)
(略)			
(略)			

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 (略) (手数料の徴収) 第3条 (略) 2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出にあつては、前項の手数料(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。)にあつては、第6項の手数料)のほか、次表の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は<u>第18条第4項ただし書</u>の規定による建築主事の審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。 (略) 備考 (略)	第1条・第2条 (略) (手数料の徴収) 第3条 (略) 2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出にあつては、前項の手数料(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。)にあつては、第6項の手数料)のほか、次表の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は<u>第18条第5項ただし書</u>の規定による建築主事の審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。 (略) 備考 (略)

改 正 前	改 正 後
3～8 (略) 第4条～第6条 (略) 4 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例 第1条・第2条 (略) (手数料の徴収) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出にあつては、前項の手数料(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。))にあつては、第8項の手数料)のほか、次表の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下こ	3～8 (略) 第4条～第6条 (略) 4 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例 第1条・第2条 (略) (手数料の徴収) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出にあつては、前項の手数料(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。))にあつては、第8項の手数料)のほか、次表の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下こ

改 正 前	改 正 後
の条において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は<u>第18条第4項ただし書</u>の規定による建築主事の審査(以下この条において「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。 (略) 備考 (略) 5～10 (略) 11 法第41条第1項の規定による認定の申請にあつては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。 (略) 備考 1～3 (略) 4 「省エネ基準適合判定通知書等」とは、次に掲げるものとする。 (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第18項</u>に規定する検査済証(以下この備考において「検査済証」という。) (2)・(3) (略) 5・6 (略)	の条において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は<u>第18条第5項ただし書</u>の規定による建築主事の審査(以下この条において「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。 (略) 備考 (略) 5～10 (略) 11 法第41条第1項の規定による認定の申請にあつては、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。 (略) 備考 1～3 (略) 4 「省エネ基準適合判定通知書等」とは、次に掲げるものとする。 (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第22項</u>に規定する検査済証(以下この備考において「検査済証」という。) (2)・(3) (略) 5・6 (略)

改 正 前	改 正 後
第4条～第6条（略）	第4条～第6条（略）

議案第 6 1 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係市町村と協議するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により個人番号カードと被保険者証が一体化されることに伴う市町村が行う事務の整理等を行うため、本規約の一部を変更するものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第２の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 1 市町村が行う事務について、被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し及び返還の受付に係る事務を廃止し、並びに新たに資格確認書等の引渡し及び返還の受付に係る事務を定めるものであること。

(別表第 1 関係)

- 2 所要の規定の整備を行うものであること。

(別表第 2 関係)

- 3 この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行するものであること。

(変更規約附則関係)

議案第61号 参 考

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）対照表

変	更	前	変	更	後																				
本則（略）			本則（略）																						
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）																						
<table><tr><th>項</th><th>関係市町村において行う事務</th></tr><tr><td>1</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</td></tr><tr><td>3</td><td>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</td></tr><tr><td>4～6</td><td>(略)</td></tr></table>			項	関係市町村において行う事務	1	(略)	2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し	3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付	4～6	(略)	<table><tr><th>項</th><th>関係市町村において行う事務</th></tr><tr><td>1</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>資格確認書等の引渡し</td></tr><tr><td>3</td><td>資格確認書等の返還の受付</td></tr><tr><td>4～6</td><td>(略)</td></tr></table>			項	関係市町村において行う事務	1	(略)	2	資格確認書等の引渡し	3	資格確認書等の返還の受付	4～6	(略)
項	関係市町村において行う事務																								
1	(略)																								
2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し																								
3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付																								
4～6	(略)																								
項	関係市町村において行う事務																								
1	(略)																								
2	資格確認書等の引渡し																								
3	資格確認書等の返還の受付																								
4～6	(略)																								
別表第 2（第 1 7 条関係）			別表第 2（第 1 7 条関係）																						
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>			(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>			(略)																		
(略)																									
(略)																									
備考			備考																						
1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 7 5 歳以上の人口による。			1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく満 7 5 歳以上の人口による。																						
2 人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。			2 人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。																						

議案第 6 2 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪
広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更について関係市町村と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務について岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加する変更を行い、並びに当該変更に伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

大阪広域水道企業団規約の一部変更について

- 1 大阪広域水道企業団の共同処理する事務について、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること。

(別表第 2 関係)

- 2 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

(変更規約附則関係)

議案第62号 参 考

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）対照表

変 更 前	変 更 後
本則（略） 別表第1（略） 別表第2（第3条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	本則（略） 別表第1（略） 別表第2（第3条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

平 安 孝 至

[REDACTED] 生

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市固定資産評価審査委員会委員平安孝至氏は、来る令和 6 年 1 0 月 3 1 日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

議案第64号

令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

11,043,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府 支 出 金		7, 262, 476	344	7, 262, 820
	1 府 補 助 金	7, 262, 476	344	7, 262, 820
7 繰 越 金			430, 681	430, 681
	1 繰 越 金		430, 681	430, 681
歳 入 合 計		10, 612, 591	431, 025	11, 043, 616

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		11, 500	5, 337	16, 837
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11, 500	5, 337	16, 837
7 予 備 費		309	425, 688	425, 997
	1 予 備 費	309	425, 688	425, 997
歳 出 合 計		10, 612, 591	431, 025	11, 043, 616

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 府 支 出 金	7,262,476	344	7,262,820
7 繰 越 金		430,681	430,681
歳 入 合 計	10,612,591	431,025	11,043,616

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6 諸 支 出 金	11,500	5,337	16,837				5,337
7 予 備 費	309	425,688	425,997				425,688
歳 出 合 計	10,612,591	431,025	11,043,616				431,025

歳

入

2 歳 入

(款) 3 府 支 出 金

(項) 1 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等 交 付 金	7,253,476	344	7,253,820	2 特別交付金	344	特別交付金 344 追加
計	7,262,476	344	7,262,820			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		430,681	430,681	1 前年度繰越金	430,681	前年度繰越金 430,681 追加
計		430,681	430,681			

歳

出

3 歳 出

(款) 6 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償 還 金		5,337	5,337				5,337	22 償還金利子 及び清算料	5,337	償還金 5,337 追加 国庫・府支出金返還金
計	11,500	5,337	16,837				5,337			

(款) 7 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	309	425,688	425,997				425,688			予備費 425,688 追加
計	309	425,688	425,997				425,688			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		2, 226, 675	—	2, 226, 675
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 226, 675	—	2, 226, 675
2 使 用 料 及 び 手 数 料		600	—	600
	1 手 数 料	600	—	600
3 府 支 出 金		7, 262, 476	344	7, 262, 820
	1 府 補 助 金	7, 262, 476	344	7, 262, 820
4 繰 入 金		1, 092, 998	—	1, 092, 998
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 092, 998	—	1, 092, 998
5 諸 収 入		22, 020	—	22, 020
	1 預 金 利 子	20	—	20
	2 雑 入	19, 000	—	19, 000
	3 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	3, 000	—	3, 000
6 国 庫 支 出 金		7, 822	—	7, 822
	1 国 庫 補 助 金	7, 822	—	7, 822
7 繰 越 金			430, 681	430, 681
	1 繰 越 金		430, 681	430, 681
歳 入 合 計		10, 612, 591	431, 025	11, 043, 616

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		219,797	—	219,797
	1 総 務 管 理 費	199,938	—	199,938
	2 徴 収 費	19,535	—	19,535
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		7,082,205	—	7,082,205
	1 療 養 諸 費	6,093,621	—	6,093,621
	2 高 額 療 養 費	922,251	—	922,251
	3 移 送 費	100	—	100
	4 出 産 育 児 諸 費	40,017	—	40,017
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	18,303	—	18,303
	7 そ の 他 諸 費	413	—	413
3 国民健康保険事業費納付金		3,188,918	—	3,188,918
	1 医 療 給 付 費 分	2,287,276	—	2,287,276
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	664,738	—	664,738
	3 介 護 納 付 金 分	236,904	—	236,904
4 保 健 事 業 費		108,379	—	108,379
	1 保 健 事 業 費	30,456	—	30,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	77,923	—	77,923
5 公 債 費		1,483	—	1,483
	1 一 般 公 債 費	1,483	—	1,483
6 諸 支 出 金		11,500	5,337	16,837
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,500	5,337	16,837
7 予 備 費		309	425,688	425,997
	1 予 備 費	309	425,688	425,997
歳 出 合 計		10,612,591	431,025	11,043,616

議案第65号

令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,837,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金			231,807	231,807
	1 繰越金		231,807	231,807
歳 入 合 計		10,605,536	231,807	10,837,343

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		780	23,932	24,712
	1 基金積立金	780	23,932	24,712
6 諸支出金		5,100	207,875	212,975
	1 償還金及び還付加算金	5,100	207,875	212,975
歳 出 合 計		10,605,536	231,807	10,837,343

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第 2 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		231,807	231,807
歳入合計	10,605,536	231,807	10,837,343

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	780	23,932	24,712				23,932
6 諸支出金	5,100	207,875	212,975				207,875
歳出合計	10,605,536	231,807	10,837,343				231,807

入

歳

2 歳 入

(款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		231,807	231,807	1 前年度繰越金	231,807	前年度繰越金 231,807 追加
計		231,807	231,807			

出

歳

3 歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護給付費準備基金積立金	780	23,932	24,712				23,932	24 積 立 金	23,932	介護給付費準備基金 23,932 追加
計	780	23,932	24,712				23,932			

(款) 6 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償 還 金		207,875	207,875				207,875	22 償還金利子 及び清算料	207,875	償還金 207,875 追加 国庫支出金等返還金
計	5,100	207,875	212,975				207,875			

参 考 資 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		23,844	—	23,844
	1 負担金	23,844	—	23,844
2 介護保険料		2,051,452	—	2,051,452
	1 介護保険料	2,051,452	—	2,051,452
3 使用料及び手数料		425	—	425
	1 手数料	425	—	425
4 国庫支出金		2,421,848	—	2,421,848
	1 国庫負担金	1,774,136	—	1,774,136
	2 国庫補助金	647,712	—	647,712
5 支払基金交付金		2,709,382	—	2,709,382
	1 支払基金交付金	2,709,382	—	2,709,382
6 府支出金		1,436,578	—	1,436,578
	1 府負担金	1,346,202	—	1,346,202
	2 府補助金	90,376	—	90,376
7 財産収入		781	—	781
	1 財産運用収入	781	—	781
8 繰入金		1,960,991	—	1,960,991
	1 他会計繰入金	1,737,623	—	1,737,623

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 繰 入 金	223,368	—	223,368
9 諸 収 入		235	—	235
	1 預 金 利 子	10	—	10
	2 雑 入	224	—	224
	3 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1	—	1
10 繰 越 金			231,807	231,807
	1 繰 越 金		231,807	231,807
歳 入 合 計		10,605,536	231,807	10,837,343

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		375,859	—	375,859
	1 総 務 管 理 費	224,218	—	224,218
	2 徴 収 費	1,200	—	1,200
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	150,441	—	150,441
2 保 険 給 付 費		9,601,039	—	9,601,039
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,689,205	—	8,689,205
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	363,416	—	363,416
	3 そ の 他 諸 費	8,382	—	8,382
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	304,031	—	304,031
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	44,677	—	44,677
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	191,328	—	191,328
3 地 域 支 援 事 業 費		621,788	—	621,788
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	187,852	—	187,852
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	415,683	—	415,683
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,720	—	16,720
4 公 債 費		970	—	970
	1 一 般 公 債 費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		780	23,932	24,712
	1 基 金 積 立 金	780	23,932	24,712
6 諸 支 出 金		5,100	207,875	212,975
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	207,875	212,975
歳 出 合 計		10,605,536	231,807	10,837,343

議案第66号

令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

2,443,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金			68,735	68,735
	1 繰越金		68,735	68,735
歳 入 合 計		2,374,800	68,735	2,443,535

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,261,292	68,735	2,330,027
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,261,292	68,735	2,330,027
歳 出 合 計		2,374,800	68,735	2,443,535

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		68,735	68,735
歳入合計	2,374,800	68,735	2,443,535

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,261,292	68,735	2,330,027				68,735
歳出合計	2,374,800	68,735	2,443,535				68,735

入

歳

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金		68,735	68,735	1 前 年 度 繰 越 金	68,735	前年度繰越金 68,735 追加
計		68,735	68,735			

出

歳

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	2, 261, 292	68, 735	2, 330, 027				68, 735	18 負担金補助 及び交付金	68, 735	負担金 68, 735 追加 後期高齢者医療広域連合
計	2, 261, 292	68, 735	2, 330, 027				68, 735			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1, 937, 674	—	1, 937, 674
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1, 937, 674	—	1, 937, 674
2 使 用 料 及 び 手 数 料		126	—	126
	1 手 数 料	126	—	126
3 繰 入 金		436, 590	—	436, 590
	1 他 会 計 繰 入 金	436, 590	—	436, 590
4 諸 収 入		410	—	410
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	300	—	300
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	100	—	100
5 繰 越 金			68, 735	68, 735
	1 繰 越 金		68, 735	68, 735
歳 入 合 計		2, 374, 800	68, 735	2, 443, 535

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		91,308	—	91,308
	1 総 務 管 理 費	90,408	—	90,408
	2 徴 収 費	900	—	900
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,261,292	68,735	2,330,027
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,261,292	68,735	2,330,027
3 保 健 事 業 費		16,100	—	16,100
	1 保 健 事 業 費	16,100	—	16,100
4 諸 支 出 金		6,100	—	6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	—	6,100
歳 出 合 計		2,374,800	68,735	2,443,535

議案第 6 7 号

令和 6 年度池田市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度池田市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 4 4, 9 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5, 7 2 0, 4 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		901,461	10,112	911,573
	1 使 用 料	642,006	10,112	652,118
15 国 庫 支 出 金		7,364,956	3,340	7,368,296
	1 国 庫 負 担 金	6,101,835	2,474	6,104,309
	2 国 庫 補 助 金	687,351	866	688,217
16 府 支 出 金		3,492,885	712	3,493,597
	1 府 負 担 金	2,691,235	712	2,691,947
19 繰 入 金		3,232,576	610,000	3,842,576
	1 繰 入 金	3,232,576	610,000	3,842,576
20 諸 収 入		1,222,074	36	1,222,110
	6 雑 入	663,944	36	663,980
22 繰 越 金			20,753	20,753
	1 繰 越 金		20,753	20,753
歳 入 合 計		45,075,516	644,953	45,720,469

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,709,146	0	4,709,146
	2 徴 税 費	747,826	0	747,826
3 民 生 費		20,009,318	278,811	20,288,129
	1 社 会 福 祉 費	9,619,718	69,674	9,689,392
	2 児 童 福 祉 費	8,600,677	91,997	8,692,674
	3 生 活 保 護 費	1,788,543	117,140	1,905,683
4 衛 生 費		4,053,192	197,076	4,250,268
	1 保 健 衛 生 費	2,520,506	197,076	2,717,582
10 教 育 費		6,149,202	172,242	6,321,444
	5 給 食 セ ン タ ー 費	751,064	169,994	921,058
	6 社 会 教 育 費	2,047,117	2,248	2,049,365
13 予 備 費		197,464	△3,176	194,288
	1 予 備 費	197,464	△3,176	194,288
歳 出 合 計		45,075,516	644,953	45,720,469

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
市 民 税 事 務 事 業	令和7年度	2,300千円
学 校 給 食 配 送 事 業	令和7年度	70,000千円

議案第 67 号 説 明

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 5 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料	901,461	10,112	911,573
15 国 庫 支 出 金	7,364,956	3,340	7,368,296
16 府 支 出 金	3,492,885	712	3,493,597
19 繰 入 金	3,232,576	610,000	3,842,576
20 諸 収 入	1,222,074	36	1,222,110
22 繰 越 金		20,753	20,753
歳 入 合 計	45,075,516	644,953	45,720,469

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	4,709,146	0	4,709,146				0	
3 民 生 費	20,009,318	278,811	20,288,129	866			277,945	
4 衛 生 費	4,053,192	197,076	4,250,268			10,112	186,964	
10 教 育 費	6,149,202	172,242	6,321,444				172,242	
13 予 備 費	197,464	△3,176	194,288				△3,176	
歳 出 合 計	45,075,516	644,953	45,720,469	866		10,112	633,975	

入

歳

2 歳 入

(款) 14 使 用 料 及 び 手 数 料

(項) 1 使 用 料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生使用料	77, 141	10, 112	87, 253	3 休日急病診療所使用料	10, 112	休日急病診療所使用料 10, 112 追加
計	642, 006	10, 112	652, 118			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫負担金	6,085,605	2,474	6,088,079	1 社会福祉費負担金	429	低所得者保険料軽減負担金 429 追加
				4 児童福祉費負担金	2,045	児童手当給付費負担金 620 追加 施設等利用給付費負担金 1,425 追加
計	6,101,835	2,474	6,104,309			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	299,520	866	300,386	4 生活困窮者自立支援補助	866	生活困窮者自立支援補助 866 追加
計	687,351	866	688,217			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 1 府 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費府 負 担 金	2,467,420	712	2,468,132	3 児 童 福 祉 費 負 担 金	712	施設等利用給付費負担金 712 追加
計	2,691,235	712	2,691,947			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	3, 223, 404	610, 000	3, 833, 404	1 財政調整基金繰入金	610, 000	財政調整基金繰入金 610, 000 追加
計	3, 232, 576	610, 000	3, 842, 576			

(款) 20 諸 収 入

(項) 6 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	663, 543	36	663, 579	2 雑 入	36	公的介護施設等整備補助返還金 36 追加
計	663, 944	36	663, 980			

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金		20,753	20,753	1 前年度繰越金	20,753	前年度繰越金 20,753 追加
計		20,753	20,753			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 2 徴 税 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務費	295,081	△4,700	290,381				△4,700	1 報 酬	△2,023	非常勤職員報酬 △2,023 減額
								3 職員手当等	△2,181	時間外勤務手当 △2,181 減額
								4 共 済 費	△376	共済組合負担金 △376 減額
								8 旅 費	△120	費用弁償 △120 減額
2 賦課徴収費	452,745	4,700	457,445				4,700	12 委 託 料	4,700	賦課業務委託料 4,700 追加
計	747,826	0	747,826				0			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5,023,774	69,674	5,093,448				69,674	22 償還金 利息及び 引当料	69,674	償還金 69,674 追加 国庫・府支出金返還金
計	9,619,718	69,674	9,689,392				69,674			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5,239,953	91,997	5,331,950				91,997	21 補償補填及 び賠償金	2,066	補償金 2,066 追加
								22 償還金 利息料 及び清算料	89,931	償還金 89,931 追加 国庫・府支出金返還金
計	8,600,677	91,997	8,692,674				91,997			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	123, 551	117, 140	240, 691	866			116, 274	12 委 託 料	1, 734	電算委託料 1, 734 追加
								22 償還金 利息及び清算料	115, 406	償還金 115, 406 追加 国庫・府支出金返還金
計	1, 788, 543	117, 140	1, 905, 683	866			116, 274			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	396,782	186,964	583,746				186,964	22 償還金利子 及び清算料	186,964	償還金 186,964 追加 国庫支出金返還金
7 休日急病 診療所費	64,228	10,112	74,340			10,112		10 需 用 費	10,112	医薬材料費 10,112 追加
計	2,520,506	197,076	2,717,582			10,112	186,964			

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給 食 セ ン タ ー 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	751,064	169,994	921,058				169,994	18 負担金補助及び交付金	169,994	補助金 169,994 追加 学校給食費円滑運用資金 補助
計	751,064	169,994	921,058				169,994			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社 会 教 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
8 青少年教育振興費	552,341	2,248	554,589				2,248	22 償還金利子及び清算料	2,248	償還金 2,248 追加 国庫支出金返還金
計	2,047,117	2,248	2,049,365				2,248			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	197,464	△3,176	194,288				△3,176		予備費 △3,176 減額	
計	197,464	△3,176	194,288				△3,176			

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(931) 人 682	千円 1,720,586	千円 2,792,025	千円 2,994,172	千円 7,506,783	千円 1,426,371	千円 8,933,154
補正前	(935) 人 682	1,722,609	2,792,025	2,996,353	7,510,987	1,426,747	8,937,734
比較	(△ 4) 人 0	△ 2,023	0	△ 2,181	△ 4,204	△ 376	△ 4,580

職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当	増減事由
	補正後	千円 143,754	個人住民税賦課業務委託化に伴う減少
	補正前	145,935	
	比較	△ 2,181	

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		65,000	—	65,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	65,000	—	65,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	—	50,000
10 地 方 特 例 交 付 金		493,500	—	493,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	493,000	—	493,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		5,100,000	—	5,100,000
	1 地 方 交 付 税	5,100,000	—	5,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,131	—	322,131
	1 負 担 金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		901,461	10,112	911,573
	1 使 用 料	642,006	10,112	652,118
	2 手 数 料	258,403	—	258,403
	3 証 紙 収 入	1,052	—	1,052
15 国 庫 支 出 金		7,364,956	3,340	7,368,296
	1 国 庫 負 担 金	6,101,835	2,474	6,104,309
	2 国 庫 補 助 金	687,351	866	688,217
	3 国 庫 委 託 金	19,028	—	19,028
	4 国 庫 交 付 金	556,742	—	556,742
16 府 支 出 金		3,492,885	712	3,493,597
	1 府 負 担 金	2,691,235	712	2,691,947
	2 府 補 助 金	411,950	—	411,950
	3 府 委 託 金	4,467	—	4,467
	4 府 交 付 金	385,233	—	385,233
17 財 産 収 入		19,965	—	19,965
	1 財 産 運 用 収 入	8,916	—	8,916
	2 財 産 売 払 収 入	11,049	—	11,049
18 寄 附 金		206,168	—	206,168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 168	—	206, 168
19 繰 入 金		3, 232, 576	610, 000	3, 842, 576
	1 繰 入 金	3, 232, 576	610, 000	3, 842, 576
20 諸 収 入		1, 222, 074	36	1, 222, 110
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15, 000	—	15, 000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	663, 944	36	663, 980
21 市 債		2, 893, 200	—	2, 893, 200
	1 市 債	2, 893, 200	—	2, 893, 200
22 繰 越 金			20, 753	20, 753
	1 繰 越 金		20, 753	20, 753
歳 入 合 計		45, 075, 516	644, 953	45, 720, 469

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		407,784	—	407,784
	1 議 会 費	407,784	—	407,784
2 総 務 費		4,709,146	0	4,709,146
	1 総 務 管 理 費	3,590,552	—	3,590,552
	2 徴 税 費	747,826	0	747,826
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,282	—	269,282
	4 選 挙 費	34,528	—	34,528
	5 統 計 調 査 費	20,709	—	20,709
	6 監 査 委 員 費	46,249	—	46,249
3 民 生 費		20,009,318	278,811	20,288,129
	1 社 会 福 祉 費	9,619,718	69,674	9,689,392
	2 児 童 福 祉 費	8,600,677	91,997	8,692,674
	3 生 活 保 護 費	1,788,543	117,140	1,905,683
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,053,192	197,076	4,250,268
	1 保 健 衛 生 費	2,520,506	197,076	2,717,582
	2 清 掃 費	1,532,686	—	1,532,686
5 労 働 費		13,688	—	13,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	13,688	—	13,688
6 農 林 水 産 業 費		63,559	—	63,559
	1 農 林 費	63,559	—	63,559
7 商 工 費		273,046	—	273,046
	1 商 工 費	273,046	—	273,046
8 土 木 費		3,026,466	—	3,026,466
	1 土 木 管 理 費	478,651	—	478,651
	2 道 路 橋 り よ う 費	582,120	—	582,120
	3 河 川 費	43,326	—	43,326
	4 都 市 計 画 費	1,756,723	—	1,756,723
	5 住 宅 費	165,278	—	165,278
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,803,548	—	1,803,548
	1 消 防 費	1,803,548	—	1,803,548
10 教 育 費		6,149,202	172,242	6,321,444
	1 教 育 総 務 費	1,840,063	—	1,840,063
	2 小 学 校 費	806,150	—	806,150
	3 中 学 校 費	393,196	—	393,196

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	311,612	—	311,612
	5 給 食 セ ン タ ー 費	751,064	169,994	921,058
	6 社 会 教 育 費	2,047,117	2,248	2,049,365
11 公 債 費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸 支 出 金		46,858	—	46,858
	1 防 災 費	46,858	—	46,858
13 予 備 費		197,464	△3,176	194,288
	1 予 備 費	197,464	△3,176	194,288
歳 出 合 計		45,075,516	644,953	45,720,469

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	25,200,977	△ 4,580	25,196,397
人 件 費	9,459,186	△ 4,580	9,454,606
扶 助 費	11,419,546	—	11,419,546
公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	2,843,168	—	2,843,168
そ の 他	17,031,371	649,533	17,680,904
物 件 費	7,871,418	16,426	7,887,844
そ の 他	9,159,953	633,107	9,793,060
合 計	45,075,516	644,953	45,720,469

一般会計

令和 6 年度		補正第 5 号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計		
1 報酬		162,388	162,191	353,766	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,151,071		123		1,997,423		
2 給料		32,716	668,889	566,224	308,569	3,197	11,531	7,442	176,059	488,027	564,063				2,826,717		
3 職員手当等		98,544	797,436	545,412	275,290	2,263	10,956	10,660	153,779	468,044	779,253		4,953		3,146,590		
4 共済費		59,794	292,825	281,887	134,443	1,097	4,929	6,160	72,430	185,041	444,840				1,483,446		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		121	92,628	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,787		
8 旅費		8,475	20,568	12,321	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	56,479				112,517		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		5,048	257,733	102,565	429,877	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,393,598		
11 役務費		1,280	136,376	41,090	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		238,160		
12 委託料		5,942	1,158,956	670,907	1,570,500		4,432	23,435	739,573	21,685	1,380,875		22,048		5,598,353		
13 使用料及び賃借料		1,778	476,454	36,425	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		938,116		
14 工事請負費		16,500		450,000	80,000				652,500	5,700	601,000				1,805,700		
15 原材料費				227	129				737	40	4,314				5,447		
16 公有財産購入費																	
17 備品購入費		45	9,872	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		225,656		
18 負担金補助及び交付金		14,153	138,541	2,313,656	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	423,765	395,372		824		3,620,785		
19 扶助費			185	11,322,637	24,888						71,836				11,419,546		
20 貸付金				2,224				138,000							140,224		
21 補償補填及び賠償金			100	2,266	11,072				3,030		9,050				25,518		
22 償還金利子及び割引料			279,086	275,011	189,051						2,298	4,322,245			5,067,691		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044		
25 寄附金																	
26 公課費			9	32	608					905	32				1,586		
27 繰出金				3,269,276	818,508		10,306		861,980	19,692					4,979,762		
予備費														194,288	194,288		
() %		(0.9)	(10.3)	(44.4)	(9.3)	(0.0)	(0.2)	(0.6)	(6.6)	(4.0)	(13.8)	(9.4)	(0.1)	(0.4)	(100.0)		
計		407,784	4,709,146	20,288,129	4,250,268	13,688	63,559	273,046	3,026,466	1,803,548	6,321,444	4,322,245	46,858	194,288	45,720,469		

一般会計

令和 6 年度		補正第 5 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,997,423			1,997,423				1,997,423	
2 給料		2,826,717			2,826,717				2,826,717	
3 職員手当等		3,146,590			3,146,590				3,146,590	
4 共済費		1,483,446			1,483,446				1,483,446	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								246,787	246,787	
8 旅費							112,517		112,517	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						120,000	1,273,598		1,393,598	
11 役務費						1,439	236,721		238,160	
12 委託料						393,959	5,204,394		5,598,353	
13 使用料及び賃借料						774	937,342		938,116	
14 工事請負費						1,805,700			1,805,700	
15 原材料費							5,447		5,447	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						110,916	114,740		225,656	
18 負担金補助及び交付金						393,580		3,227,205	3,620,785	
19 扶助費			11,419,546		11,419,546				11,419,546	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								25,518	25,518	
22 償還金利子及び割引料				4,322,245	4,322,245			745,446	5,067,691	
23 投資及び出資金										
24 積立金								249,044	249,044	
25 寄附金										
26 公課費								1,586	1,586	
27 繰出金						16,800		4,962,962	4,979,762	
予備費								194,288	194,288	
計 ()%		(20.7)	(25.0)	(9.4)	(55.1)	(6.2)	(17.3)	(21.4)	(100.0)	
		9,454,606	11,419,546	4,322,245	25,196,397	2,843,168	7,887,844	9,793,060	45,720,469	

議案第 68 号

令和 5 年度池田市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度池田市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第 69 号

令和 5 年度池田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度池田市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 70 号

令和 5 年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度池田市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 1 号

令和 5 年度池田市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 2 号

令和 5 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 73 号

令和 5 年度池田市介護保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 4 号

令和 5 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 75 号

令和 5 年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度池田市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子